

# すがまプラザ利活用基本構想等策定支援業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

すがまプラザ利活用基本構想等策定支援業務

## 2. 策定の目的

本村では、第6次玉川村振興計画後期基本計画に基づき、将来像の「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”玉川」の実現を目指し施策展開を行っている。

また、第2期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口減少対策にも積極的に取り組んでいる。

本業務は、これらの計画等実現の一助を担うため、すがまプラザ利活用基本構想等を策定する。

計画の策定にあたっては、本村の現状、課題、問題点等を踏まえ、既存の各種計画等の整合性及び効果的な推進を図り、実効性の高い計画を策定する。

## 3. 委託等の場所 すがまプラザ全域

## 4. 委託期間 契約締結の日から令和4年3月18日（予定）までとする。

## 5. 委託上限額 8,855千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 6. 業務内容

### （1）基礎調査の実施

#### ①現況の把握

すがまプラザについて、現地調査等を行い、現在の状況を把握する。

#### ②各種法規制の調査

必要に応じて関係機関との協議を実施しながら、校庭及びその周辺の敷地の土地利用にあたり関連する法規制による制限やその課題等について整理する。

#### ③地盤調査

校庭内の3箇所においてボーリング調査を行い、今後の土地利用の検討に必要なデータを整理する。

### （2）地域ワークショップの開催支援

定期的に地元住民や現在の施設利用者等とのワークショップの開催を支援し、地元意見やニーズを十分に把握する。

### （3）利活用の方向性の検討

村の要望、地域ワークショップによる意見、各種法令への適合等を踏まえ、「職」、

「住」、「遊」、「学」の機能を発揮するすがまプラザの利活用の方向性を検討する。

(4) 利活用基本構想等の作成

以上の検討を踏まえ、すがまプラザの利活用のあり方を示した「すがまプラザ利活用基本構想」等を作成する。

- ・基本構想等検討原案・中間案及び最終案の作成

(5) 打合せ・協議

各検討に伴う打合せ・協議の資料を作成するとともに、記録を行い、結果を取りまとめる。

(6) パブリックコメントの実施支援

村民参画の一環として、すがまプラザ利活用基本構想等の案がほぼ確定した段階で、期間をとりホームページを活用したパブリックコメントの実施支援をするものとする。

(7) 報告書の作成

以上の検討を報告書としてとりまとめる。

■成果品

- |                    |      |
|--------------------|------|
| ・すがまプラザ利活用基本構想（製本） | 50 部 |
| ・業務報告書             | 3 部  |
| ・上記データ（CD または DVD） | 一式   |

7. その他

(1) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書の明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(3) 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

(4) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(6) 質疑

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、質疑が生じた場合等、事業の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

(7) その他

本仕様書に記載のない事項について、業務実施のために必要と判断される場合は、その都度、発注者・受注者が協議し決定することとする。